

議案第26号 平成23年度習志野市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正予算 補正前 515億9,370万円
補正額 4億3,333万2千円
補正後 520億2,703万2千円

- (歳出概要)
- ・災害復旧事業（海浜霊園・道路・市営住宅・小学校・中学校・文化施設・公民館・体育施設）
 - ・まちづくり応援基金積立金
 - ・新庁舎建設準備事業
 - ・東日本大震災被災者見舞金支給事業
 - ・被災住宅地公民協働型復興検討事業
 - ・災害対応事業
 - ・習志野文化ホール助成費

議案第27号 習志野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特例として、現市長の任期中に係る特別職の職員等の給料及び期末手当の支給について、減額措置を講ずるため、改正するものです。

給与の減額

	市長	副市長	教育長	企業管理者
給料	△30%	△20%	△15%	△15%
期末手当	△30%	△20%	△15%	△15%

※ 適用期間 平成23年7月1日～現市長の任期中

(施行期日)

平成23年7月1日から施行します。

議案第28号 習志野市災害見舞基金条例の一部を改正する条例の制定について

火災、豪雨又は洪水に加え、東日本大震災により被害を受けた市民の方に対する災害見舞金の支給についても、習志野市災害見舞基金を活用することができるよう、改正するものです。

(施行日)

公布の日から施行します。

議案第29号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災の被災者に対する特例措置を定めた地方税法の一部を改正する法律等が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、個人市民税及び固定資産税等に関し、改正するものです。

1 個人市民税

① 雑損控除の特例

原則：控除対象となる事由の発生した年の所得金額等からその損失分を引くことができ、翌年度の市民税に反映する。

↓改正

東日本大震災によって納税義務者が有する資産に受けた損失額は、その者の選択により、平成22年分の所得金額等から控除できるとし、平成23年度分市民税から適用することができるようにします。

② 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の適用の特例

原則：住宅ローンを利用して、住宅を購入等し、自己の居住の用に供していることが控除の適用要件とする。

↓改正

住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住することができなくなった場合には、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅ローン控除を適用することができるようにします。

2 固定資産税及び都市計画税

被災住宅用地の特例

原則：住宅用地（住宅の敷地である土地）は、課税標準額を減額する。

↓改正

改正後の地方税法により、東日本大震災によって滅失又は損壊した住宅の敷地については、平成24年度から平成33年度までの各賦課期日において住宅用地として使用できないと認められる場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして課税標準額を減額する特例措置が適用されることから、その申告等の手続に関し定めます。

（施行日）

公布の日から施行します。ただし、住宅ローン控除の特例については、平成24年1月1日から施行します。

**議案第 30 号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

習志野市立図書館のうち、大久保図書館を除く 4 図書館（東習志野、新習志野、藤崎及び谷津図書館）の管理運営に指定管理者制度を導入することに伴い、開館時間、休館日等の管理の基準及び指定管理者が行う業務の範囲を定めるため、改正するものです。

（施行期日）

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

**議案第 31 号 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が平成 23 年 5 月 2 日に公布されたことに伴い、東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに関し特例措置を定めるため、改正するものです。

1 対象となる者

東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を、市長その他相当な機関（消防署長、医師等）から受けた者

2 特例の措置の内容

	現行	特例
償還期間等の延長	償還期間： <u>10 年</u> 据置期間： <u>3 年</u>	償還期間： <u>13 年</u> 据置期間： <u>6 年</u>
利率の引下げ	<u>3 パーセント</u>	<u>1.5 パーセント</u> <u>（保証人を立てる場合には 無利子）</u>
保証人の要否	<u>必要</u>	<u>不要</u>

（施行日）

公布の日から施行し、改正後の規定は平成 23 年 3 月 11 日から適用します。

議案第32号 副市長の選任につき同意を求めることについて

副市長であります島田行信（しまだ ゆきのぶ）氏が平成23年7月10日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

住 所 習志野市本大久保
氏 名 島田 行信（しまだ ゆきのぶ）
生年月日 昭和16年1月1日
任 期 4年

議案第33号 工事請負契約の締結について

（津田沼小学校全面改築工事（校舎・体育館建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 津田沼小学校全面改築工事（校舎・体育館建築工事） |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 12億6,199万5千円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉市中央区弁天1丁目15番1号
株式会社フジタ 千葉支店
支店長 笠井 克 |
| 5 工事場所 | 習志野市津田沼4丁目5番2号 |
| 6 工事期間 | 契約締結の日から平成24年12月15日まで |
| 7 工事概要 | 建物構造 鉄筋コンクリート造、
一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
建物階数 地上4階＋塔屋1階
建築面積 3,621.82㎡
延床面積 8,986.89㎡ |

議案第34号 工事請負契約の締結について

（津田沼小学校全面改築工事（校舎・体育館電気設備工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 津田沼小学校全面改築工事（校舎・体育館電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1億8,502万3千650円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉市中央区蘇我1丁目2番11号
株式会社栄光社
代表取締役 小幡 陽一 |
| 5 工事場所 | 習志野市津田沼4丁目5番2号 |
| 6 工事期間 | 契約締結の日から平成24年12月25日まで |
| 7 工事概要 | 建物構造 鉄筋コンクリート造、
一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
建物階数 地上4階＋塔屋1階
建築面積 3,621.82㎡
延床面積 8,986.89㎡ |

議案第 35 号 指定管理者の指定について

(習志野市芝園テニスコート・フットサル場)

(指定管理者)

習志野市袖ヶ浦 5 丁目 1 番 1 号

財団法人 習志野市スポーツ振興協会

理事長 佐藤 慎一

(指定の期間)

平成 23 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで (2 年 6 月間)